

平成30年 8月 1日から

奥尻町乳幼児等医療費助成の 助成方法が変わります!!

今までの奥尻町乳幼児等医療費助成方法は償還払い方式（医療機関等で支払い後、役場窓口申請し受給者負担額を差引いた分を口座振込する）でしたが、8月1日から、現物給付方式（医療機関等で受給者証を提示し受給者負担額のみを支払う）に変更となります。

助成の範囲

対 象	受給者負担額
3歳未満または町民税非課税世帯に属する満12歳に達する日以後最初の3月31日までの児童	初診時一部負担金 医科580円、歯科510円、柔整270円
町民税課税世帯に属する満12歳に達する日以後最初の3月31日までの児童（3歳未満を除く）	医療費の1割負担 月額上限額 通院18,000円 入院57,600円

新受給者証

(表面)

乳幼		乳幼児等医療費受給者証	
公費負担者 番号	9001XXXX 9101XXXX	受給者 番号	1234567
住 所	北海道〇〇郡〇〇町字〇〇123番地4		
給 氏 名	福祉 太郎		男
生年月日	平成20年 4月 1日		
自己負担金			
有効期限	平成 30年 8月 1日から 平成 31年 7月 31日まで		
発行機関 名及び印	北海道奥尻郡 奥 尻 町 長		
交付年月日	平成 30年 8月 1日		

今まで資格認定をされている児童は自動更新となります。8月以降、出生や転入で奥尻町民になられる方、転出等で奥尻町民でなくなる方は新たに申請が必要になります。役場税務国保課又は青苗支所で手続きをお願いします。

